

防 発 第 2 0 号

昭和44年1月13日

〔一部改正 平成12年12月27日少発第266号〕

〔一部改正 平成19年8月2日務第807号〕

各警察署長 殿

岐阜県警察本部長

少年補導室の運用

少年補導室の整備活用については、それぞれの署情に応じ運用されているところであるが、一部には未設置の署や設置していても名目的なものなども見受けられ補導室本来の目的が達成されていない実情であるので、次により効果的な運用に努められたい。

記

1 少年補導室設置の趣旨

非行少年等の補導にあたっては、その面接の場所及び雰囲気がかきわめて大きな意義をもっている。

ところが、その面接の場所として普通の取調室、事務室等が無配慮に使われていると面接の第一要件である安定感と親近関係が生まれず、時としてかえって悪影響を与え、あるいは同伴の保護者、少年相談に来署した教師等に警察の少年補導について失望感や不信感を抱かせることになる。

よって一般の少年犯罪、ぐ犯少年、触法少年の取り調べや少年相談に来た少年及び保護者等の面接については、少年のため特別の考慮を払い補導するにふさわしい部屋として少年補導室を設置し、ここで補導することが必要である。

少年補導室を整備すること自体が少年補導の効果をあげ、その適正を保持し部外関係者の信頼を得る出発点ともいうべき基本的な事項である。

2 新築、増築警察署の補導室設置の基準

警察署の新築、増築を機会に補導室を設置する場合は次の事項に配慮されたい。

(1) 少年補導室の位置

ア 少年係事務室に近い位置を選ぶこと。

補導室そのものは理想的であっても、係員の常時勤務する事務室と離れていては、その活用は困難となるからできるだけ事務室に近い位置を選ぶこと。

イ なるべく人目につかぬ通路から出入できる位置にあること。

少年の心情の保護をはかり、かつ少年相談等に来室しやすくするため、警察署の事務室や一般人の控所内等人目の多い場所及び留置施設の出入口付近などを通らないで出入できる位置を選ぶこと。

ウ できれば2階以上とし、かつ建物の内側に位置すること。

建物外部からのぞき見や、盗聴等をさけかつ、不測の事故や通路からの交通機関の騒音等を防ぐため、道路に面しない建物の内側に設置すること。

エ 静かな環境にあること。

騒音は面接の雰囲気妨げるものであるから、補導室は静かな環境にある位置を選ぶことが必要であり、建物外部からの騒音ばかりでなく、その建物の階上、階下からの話声や廊下からの足音等も伝わらないよう格別な配慮が必要である。

オ 明るい位置を選ぶこと。

明るい補導室は、被補導者とその関係者等に対し、心理的にも補導上の好影響が得られるのであるから、その位置を選ぶにあたり配慮すること。

(2) 少年補導室の構造、設備

ア 補導室の広さ

補導室は、一回の面接について、補導員側2名位、少年側は少年のほか、その保護者、学校教師、少年の雇主等の同席を可能なものとし、調度品等のための空間も考慮して、3坪以上が理想である。

イ 窓

窓は事故等の発生を防ぐため必ず鉄棒のさくを設けることとし、ガラス障子は室外からの見透しができないようにくもりガラスを用いること。

ウ 防音

壁、天井、扉には室内外からの音響を遮断するように、できる限りの配慮をすること。

エ 色彩

周囲の壁、窓に取付けるカーテン等の色彩は淡い黄緑色とし、天井の色は白色とする。

オ 椅子及び机、テーブル等

椅子、机は通常事務用等に使用するものを用いるほか、面接用の丸型テーブルを必ず置き、出入口にはつい立をたてること。

カ その他調度品

少年達に親近感を与え、その心をなごやかにするような、絵画等調度品を配慮するほか、総て室内の調度品は、全体として親しみやすく調和し、健全なふんい気を醸成するものであるよう配慮すること。

(3) その他

ア 電話機についての考慮

電話機は、面接用の丸テーブル以外のところにおき、面接中は使用を制限する等の方法や措置をすること。

イ 知能及び心理テスト等を実施する場合の考慮

つい立、机等を簡単に移動しあるいは室の中間に適当なカーテンを引いてテストに適した環境が得られるよう、あらかじめ予定し設備しておくこと。

ウ 待合せ場所の考慮

面接は、関係者全員同席でなく、個々に行なわなければならない場合があるので、でき得れば補導室に隣接して、少年やその関係者の待合せ場所を設けることが望ましいが、その場所は、廊下等でなく、補導室に隣接して適当な待合室を設けることが理想的であり、その設備等については補導室に準じて考慮すること。

エ その他

補導室、待合室には危害、自殺等の用に供されるおそれのあるものは絶対に置かないこと。

3 新築、増築以外の警察署の補導室の運用改善

新築、増築以外の警察署で既存の施設に補導室を設置している場合は、前述の基準に合致した理想的な補導室を設置することは、費用その他の関係で困難な場合が多いと考えられるので、次により運用の改善を図られたい。

(1) 未設置警察署の措置

補導室の設置されていない警察署にあっては、概ね3坪位の面積を基準として既存の部屋の改造、模様替え、応接室、講堂、その他静かな部屋の一隅をカーテン、つい立、または波型ガラス等で区切るなど、人目をさけて出入りができ落ち着いた雰囲気で見聞調査等が行われる場所を選定して設置すること。

(2) 補導室内の様相

補導室内の周囲の壁、窓に取付けるカーテン等の色彩は淡い黄緑色とし、絵画等の調度品、あるいは草花を飾るなど家庭的なふんい気を醸成して少年達に親近感を与える明るい環境をつくるよう配慮すること。

(3) その他

ア 事故防止等のため窓には必ず鉄棒のさくを設けること。

イ 補導室等には危害、自殺等の用に供されるおそれのあるものは絶対に置かないこと。

(4) 補導室の活用

一般の少年事案の処理に際しては、原則として少年補導室を使用すること。

少年補導室参考図

